



島根県報

平成30年5月1日（火）

第3,001号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

平成30年度製菓衛生師試験の実施	（薬事衛生課）	2
公共測量の実施	（技術管理課）	3

【病院局規程】

島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正		3
病院局の特別勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正		3

公 告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により、平成30年度製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和42年島根県規則第45号）第2条の規定により公告する。

平成30年 5 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験期日

平成30年 7 月 4 日（水）

午前10時30分から午後 0 時30分まで

2 試験場所

松江市殿町158

島根県民会館 大会議室

3 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び実技

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

(2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの

5 出願の方法**(1) 提出書類**

製菓衛生師法施行細則第3条に規定する製菓衛生師試験受験願書及び添付書類

(2) 受験願書の提出

平成30年 5 月 7 日（月）から同年 6 月 6 日（水）までに松江市殿町 1 番地島根県健康福祉部薬事衛生課に提出すること。

なお、郵送の場合は、平成30年 6 月 6 日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験手数料

9,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

6 受験票の送付

受験願書を審査し、適格と認めた者には、受験票を送付する。

受験票が平成30年 6 月 29 日（金）までに到着しない場合は、島根県健康福祉部薬事衛生課までその旨を申し出ること（受験票の配達不能等がないように受験願書の住所欄に番地及び何某方までを明確に記入すること。）。

7 合格者の発表

平成30年 8 月 3 日（金）に島根県庁前の掲示板及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

8 その他

(1) 受験手続その他試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課（松江市殿町 1 番地 電話0852-22-6313）にすること。

(2) 平成29年度の試験問題及び解答については、島根県県政情報センター（松江市殿町 1 番地 県庁第三分庁舎 1 階 電話0852-22-6139）及び各地区の県政情報コーナーで閲覧することができる。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について安来市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年 5 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成30年 4 月 1 日から同年 9 月28日まで

3 作業地域

安来市広瀬町富田地内

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第4号

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成30年 5 月 1 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第15条第1項中「夜間特殊業務手当は」の次に「、医師」を加え、同条第3項中「必要とする」の次に「医師、」を加える。

附 則

この規程は、平成30年 5 月 1 日から施行する。

島根県病院局管理規程第5号

病院局の特別勤務職員の勤務時間に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

平成30年 5 月 1 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第2条第1項の表休憩時間の項中「11時間30分の場合は75分」を「7時間45分を超える場合は75分以上」に改める。

附 則

この規程は、平成30年 5 月 1 日から施行する。